

13111

東京都

大田区

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大田区ものづくり工場立地助成事業実施要綱	H20.5	① 大田区内で3年以上継続して同一の業種(製造業)を営む中小企業者 ②大田区外で3年以上継続して区が定める業種を営み、大田区内での操業を希望する中小企業者 ③大田区内に土地を有し、当該土地に貸工場を経営する者 ※①～③のいずれかに該当し、対象経費の合計が50万円以上	ものづくり工場立地助成 ○対象経費の1/3 (上限1,000万円) 〈対象経費〉 ①工場の移転費用及び原状回復費用 ②工場建物の建設費用 ③区が定める建物等付帯設備及び関連施設の整備費用
大田区ものづくり企業立地継続補助金交付要綱	H26.8	① 大田区内に本社又は事業所の登記があり、都内で1年以上継続して同一の製造業又は機械修理を営む中小企業者 ②大田区外(東京都内)で1年以上継続してもものづくり企業を営み、大田区内での操業を希望する中小企業者 ※①、②いずれかに該当し、防音、防臭、防振等、操業環境改善を図る取り組みを行う場合(対象経費の合計が100万円以上)	ものづくり企業立地継続補助金 ○対象経費の3/4以内 (上限375万円) 〈対象経費〉 ①防音、防臭、防振となる改修・移転、(新增築は除く) ② 地域との共生を目的とした外観の美化、緑道の整備

詳しくはこちら(<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/index.html>)

13118

東京都

荒川区

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
荒川区モノづくり企業地域共生推進補助金交付要綱	令和2年 4月	区内モノづくり中小企業が、地域との共生を図るため、周辺住民等へ配慮した作業環境改善(防音、防臭、防振等)につながる工場の改修や移転等を行う場合	補助率:対象経費の3/4 上限額:375万円 (耐震補強については、補助率2/3、上限額1,400万円)
荒川区事務所等賃料支援事業補助金交付要綱	平成24年 7月	区内において新規に賃貸借契約を締結して開設する事務所等を拠点に起業し、継続して事業活動することに伴い事務所等賃料が発生する場合	補助率:定額補助 上限額:最大2年間で、1年目は月額5万円、2年目は月額3万円

※当制度等について参照できる Web サイトがありましたら下記にご記入ください。

(Web サイトの URL:【賃料補助】<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a021/jigyousha/sougyoshien/tinryou.html>)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱	令和2年3月31日	次のいずれかに該当する事業者であること。 ア 新技術及び高度な知識を軸に創造的・革新的な製品・サービスを供給する創業15年以内の事業者 イ 令和元年度(平成31年度)又は本年度に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく認定を受けた事業者又は本年度中に当該認定を受ける予定であり認定後にその写しを提出できる事業者 ウ 板橋区立企業活性化センターの貸オフィス又は板橋区立ものづくり研究開発連携センターの貸工場を退去した日から5年度以内又は本年度中に退去予定の事業者 その他諸条件は実施要領のとおり。	板橋区内で新しい技術及び新しいビジネスモデルにより急成長を目指すベンチャー企業並びに創業間もない起業家に対して賃料の一部を補助する。 補助対象経費:事務所・工場などの賃借料 ※共益費、保証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料などは対象外 補助対象期間:最大24か月 補助限度額:補助対象者アに該当する事業者は20万円、補助対象者イ又はウに該当する事業者は10万円
板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付要綱	平成26年10月1日	次に掲げるすべてを満たす者 (1) 法人の場合は、次に掲げるすべてを満たす都内中小企業者等であること。 ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する企業、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する企業であること。 イ 法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。 (2) 個人の場合は、次に掲げるすべてを満たす都内中小企業者等であること。 ア 区内において1年以上操業する事業者、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する事業者であること。 イ 個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。	板橋区内のものづくり企業が、地域との共生を図るために取り組む各種事業に対し必要な助成金を交付する。

※当制度等について参照できるWebサイトがありましたら下記にご記入ください。

(WebサイトのURL: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1021970/index.html>)

13123

東京都

江戸川区

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
江戸川区創業促進 助成金交付要綱	令和 2 年 7 月	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募集の基準日時時点で創業後 1 年未満、もしくは 6 か月以内に創業する予定である者。 2. 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)である者、もしくは中小企業者として創業する予定である者。 3. 区内に本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること、もしくは有する予定であること。 4. 住民税を滞納していないこと。 5. 許認可を要する業種である場合は、当該許認可を受けて事業を開始すること。 	<p>○助成対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等の賃料(敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、消費税等を除く) ・事務所等の開設に伴う外装内装工事費、ホームページ作成費、事務所等の通信費、機材設置・賃借料等 <p>○助成内容(期間・金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間:6か月ごとに、実績報告に基づき交付します。6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間助成。 ・金額 助成率:2分の1以内 金額 :6か月ごとに 30万円まで
江戸川区中小企業 振興事業資金融資 要綱	平成 24 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の空き店舗を賃借して、小売・飲食・サービス等の店舗を営む予定であること(区外に本店を置く事業者でも利用可能)。 ・法人は法人税・法人住民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。 ・信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 ・法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあつては、その資格及び許認可等を受けていること。 ・中小企業者であること。 ・引き続き1年以上同一事業を営んでいること ・賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会又は商店街振興組合に加入すること。 	<p>区内商店街の空き店舗での新規開店に必要な運転・設備資金で以下の目的に使用される資金のあっせん融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗賃借時の一時経費(敷金・礼金・保証金、不動産仲介料等) ・店舗の内外装の工事に要する経費 ・設備の工事に要する経費 ・配達用の車両、各種機器、備品等の取得に要する経費 ・新規開店(開店準備から開店当初までの期間)に要する仕入資金、人件費※、広告費等の諸経費(運転資金) <p>限度額:2,500万円 償還期間:9年(据置1年以内) 年利率:2.0%以内 利子補給:1.5%以内 信用保証料補助:全額補助</p>

創業促進助成金 URL:

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e032/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/sougyo_shien/josei.html

中小企業振興事業資金融資 URL:

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e032/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/yushi_nintei/yushiseido/yushi_syurui.html

13201

東京都

八王子市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八王子市企業立地 支援条例	H16.4 H31.4 改	〈対象事業者〉 製造業・物流系産業・宿泊業・商業・事務所の施設の新設・拡張、設備の増設等を行う次の事業者(業種ごとに定める企業立地促進地域内であること)	奨励金 固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を最大3年間交付
		1. 製造業・物流系産業・宿泊業・商業・事務所の施設を新たに設置(建築・購入・賃借)または拡張した市外の事業者	1. 企業立地・雇用促進奨励金 固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を3年間交付
		2. 製造業・物流系産業・宿泊業・商業・事務所の施設を新たに設置(建築・購入・賃借)または拡張した市内の事業者	2. 市内企業立地継続奨励金 固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を3年間交付
		3. 新たに施設を設置(建築・購入・賃借)し、製造業・物流系産業・宿泊業・商業・事務所の事業者に賃貸した貸し施設設置者	3. 貸し施設設置奨励金 固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付
		4. 製造業または物流系産業の事業者、貸し施設設置者に、1,000 m ² 以上の土地を譲渡した者	4. 産業系用地確保奨励金 固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付
		5. 新たに開発・生産施設を設置(購入またはリース)した製造業(中小企業者に限る)の事業者	5. 開発・生産設備設置奨励金 固定資産税相当額を3年間交付
		奨励金の他に加算金を初年度のみ交付 1. 市内居住者を6割以上雇用した場合	加算金 1. 市内雇用促進加算金 市内居住者1人当たり10万円を加算(上限1,000万円)
		2. ①工事請負業者が市内建設業者の場合、または②工事請負業者が市外建設業者の場合で工事請負契約額に占める市内1次下請け業者の請負契約額の割合が10%以上	2. 市内建設業者活用加算金 ①工事請負契約額の1% ②工事請負契約額の0.5% (上限2,000万円)

詳しくはこちら (<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/006/002/p006516.html>)

13204

東京都

三鷹市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

事業名	制定年月	対象者の要件	内 容
三鷹市ものづくり企業地域共生推進助成金	H30.4	<p>操業環境の改善を図るため、工場の改修、移転等を行うものづくり中小企業者等</p> <p>○下記の1または2に該当するものづくり中小企業者等(法人住民税、及び事業税を滞納していないこと)</p> <p>1. 市内に本社または事業所の登記があり、市内において1年以上操業する企業であること。</p> <p>2. 市外において、1年以上操業し、新たに市内へ移転する企業であること。</p>	<p>ものづくり企業地域共生推進助成金</p> <p>○対象事業</p> <p>①操業環境改善事業(防音・防振・防臭等に係る工場の改修、移転、設備更新等)</p> <p>②住民受入環境整備事業(外壁美化、緑道整備、オープンスペースの整備等)</p> <p>③耐震補強事業(耐震診断・耐震設計・耐震工事)</p> <p>○補助上限額:①②375万円 ③耐震診断:200万円・耐震設計:400万円 耐震工事800万円</p> <p>○補助率:①②3/4以内、③2/3以内</p>
三鷹市ものづくり産業集積促進事業助成金	H26.10	<p>三鷹市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は特別住工共生地区への新築又は既存建物の改修による工場の移転する製造業事業者等</p>	<p>ものづくり産業集積促進事業助成金</p> <p>○助成対象経費の1/3以内</p> <p>(①工場新設1,000万円 ②既存ストック活用500万円)</p> <p>〈対象経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の改修のために必要な調査・設計費 ・新築又は既存建物の改修に係る工事費 <p>など</p>

詳しくはこちら

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/048/048567.html
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/048/048568.html

13205

東京都

青梅市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
青梅市企業誘致条例	H24.4	<p>○対象業種:建設業・製造業・電気ガス熱供給業・情報通信業・運輸業郵便業・金融業(一部)・物品賃貸業(一部)・学術研究・専門技術サービス業・教育学習支援業</p> <p>○対象地域:近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域および工業専用地域のいずれかで、産業振興に寄与される場所</p> <p>○規模:購入または賃貸する事業用地の面積が500㎡以上;敷地内に事業所を開設する場合、事業所の床面積が500㎡以上。または、投下固定資産額2億円以上(中小企業に限る)</p> <p>○雇用:市内の事業所で5人以上常用雇用者が増加 など</p>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税額・都市計画税額相当額(3年間)</p>

詳しくはこちら(<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/35/706.html>)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
町田市企業等立地促進地区奨励金交付要綱	H25.4	<p>○企業立地促進対象地区において、事業所を新設又は増設した企業及び企業等立地促進協力者</p> <p>①工場等の生産施設： 投下固定資本相当額1億円以上かつ常勤雇用者数30人以上</p> <p>②事務所： 常勤雇用者数20人以上</p> <p>〈対象地区〉</p> <p>①工場等の生産施設： 工業地域又は準工業地域（竹桜地区を除く）</p> <p>②事務所： 商業地域又は近隣商業地域で、町田駅、玉川学園前駅、鶴川駅、成瀬駅、南町田駅、多摩境駅に隣接する地区</p>	<p>奨励金</p> <p>〈事業所を新設又は増設した事業者〉</p> <p>○初期投下固定資本相当額の一部 （取得の場合は取得額の1/10、賃貸の場合は月額賃料の6か月分相当額） 上限：①2億円、②2,000万円</p> <p>○固定資産税及び都市計画税の相当額 3年度間（土地・家屋取得、家屋新築の場合）</p> <p>○市内常勤労働者の新規雇用奨励金 1人につき10万円</p> <p>※事業所が本社である場合、奨励金額は2倍</p> <p>〈事業者が土地もしくは家屋を譲渡・賃貸した者〉</p> <p>○固定資産税及び都市計画税の相当額 譲渡の場合 1回 賃貸の場合 年1回/3年度間</p>
町田市企業等立地奨励事業実施要綱	H26.10 改 H29.4	<p>○企業等立地奨励金Ⅰ型 中規模な事業所の立地から幅広く対象となる、固定資産税・都市計画税等の相当額の一部を交付</p> <p>①工場等（生産施設又は研究施設）の場合 敷地面積 1,000 m²以上かつ投下固定資本相当額1億円以上</p> <p>②事務所の場合 延床面積 500 m²以上かつ 2,000万円以上</p> <p>○企業等立地奨励金Ⅱ型</p>	<p>○企業等立地奨励金Ⅰ型</p> <p>①新設（町田市内に事業所を持たない企業が、新たに土地・建物を取得・賃借して市内に事業所を設けること）の場合 〈奨励金額〉 固定資産税・都市計画税、事業所税の合計額に相当する額 〈交付年数〉 5年間 〈上限（総額）〉 8,000万円</p> <p>②増設（町田市内にすでに事業所を持つ企業が、土地・建物を取得・賃借することで、事業所の規模を拡大したり、別に事業所を設けたりすること）の場合</p>

		<p>大規模な事業所を立地する際、イニシャルコストにあたる金額相当額の一部を交付</p> <p>①工場等の場合 敷地面積 5,000 m²以上かつ投下固定資本相当額 1 億円以上</p> <p>②事務所の場合 延床面積 3,000 m²以上かつ 2,000 万円以上</p> <p>○市民雇用奨励金 事業所立地にあたり、町田市民を新たに雇用する際に交付</p> <p>企業等立地奨励金 I 型の指定を受けていること</p>	<p><奨励金額> 固定資産税・都市計画税、事業所税の合計額の 1/2 に相当する額</p> <p><交付年数> 3年間</p> <p><上限(総額)> 4,000 万円</p> <p>○企業等立地奨励金 II 型 ①取得の場合(交付は一度限り) <奨励金額> 投下固定資本相当額の 1/20 <上限(総額)> 工場等 2 億円、事務所 6,000 万円</p> <p>②賃貸の場合(交付は一度限り) <奨励金額> 月額賃料 12 ヶ月分相当額の 1/5 <上限(総額)> 工場等 3,000 円、事務所 6,000 万円</p> <p>○市民雇用奨励金 <奨励金額> 市民雇用 1 名につき 10 万円(3 年間で 15 名まで)</p>
--	--	---	--

詳しくはこちら (https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/kigyoricchi/company_to_machida.html)

13211

東京都

小平市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小平市新規会社設立応援金支給要綱	R5.4	次に掲げる要件の全てに該当する者 (1) 事業を営んでいない個人又は所得税法第 229 条の規定による開業届の提出の日から5年を経過していない個人事業主であって、新たに会社を設立したものであること。 (2) 小平市から認定特定創業支援等事業に係る証明を受けていること。 (3) 市税を滞納していないこと。ただし、他の市区町村に居住しているときは、当該市区町村において同等の要件を備えていること。 (4) 設立した会社の商業登記法第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書の本店の所在地が市内であること。 (5) 小平市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員関係者でないこと。 (6) 既にこの応援金の支給を受けていないこと。	応援金 ○株式会社を設立した場合 10万円 ○合名会社、合資会社、合同会社を設立した場合 5万円

詳しくはこちら(<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/104/104491.html>)

13212

東京都

日野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日野市企業立地支援条例	H27.3	対象業種：製造業及び製造業に関連するサービス等 対象地域：準工業地域及び工業地域	奨励金
		○工場や事業所等の新設・拡張した場合	企業立地奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額(3年間)
		○研究開発施設、創業・ベンチャー育成施設等の新設・拡張した場合	産業創出施設設置奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額(5年間)
		○貸し工場等を新たに設置し、工業関連事業者に賃貸した場合	貸し施設設置奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額(3年間)
		○工業関連事業者に 500 m ² 以上の土地を譲渡した場合	産業用地確保奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額(1年間)
		○中小企業が、新たに生産設備を購入・設置した場合	生産設備設置奨励金 ○償却資産の固定資産税相当額(3年間)
		○上記、企業立地奨励金、産業創出施設設置奨励金、生産設備設置奨励金の活用に伴い、市内居住者を新たに常用雇用した場合	雇用促進奨励金 ○1人あたり10万円(1年間)

詳しくはこちら(<https://www.city.hino.lg.jp/sangyo/sougyo/1003488.html>)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
国立市企業誘致促進条例	H20. 11	〈対象事業者〉	奨励金等
	H26. 4 改正	<p>1 立地希望企業向け</p> <p>市が指定する産業誘導地域内に事業施設を新設または増設する事業者(以下の要件を満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業等 ・分野:市が指定する分野 ・規模:事業用地面積 1,000 m²(500 m²)以上または事業用地を除く投下固定資産額が2億円(1億円)以上であること ・雇用:常時雇用者が 20(10)人以上または雇用者総数が 50(30)人以上であること ・その他、地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること等 <p>※()内は中小企業の場合</p>	<p>1 立地希望企業向け</p> <p>①まちづくり協力金</p> <p>新設または増設した事業施設の固定資産税・都市計画税相当額の最長5年間・最大80%(利子補給金を含む年額1億円、1の企業に対しては総額5億円を限度)を指定ランク(※)に応じて課税年度の翌年度に交付</p> <p>②利子補給金</p> <p>立地の際の借入金(投下固定資産の取得を目的とした借入に限る)の利子に対して、新設または増設した事業施設の固定資産税・都市計画税相当額の最長5年間・最大 20%をまちづくり協力金の交付期間に応じて交付</p> <p>※指定ランク:指定企業を、①優良性、②市民の生活に及ぼす影響、③地域経済活性化に及ぼす影響、④市民の地域活動等に及ぼす影響、⑤経営状況の各項目により審査し、特AからEの6段階に分類し、そのランクによって協力金等の交付額、交付期間を決定する(Eは指定不可)</p>
		<p>2 事業用地または建物所有者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が指定する産業誘導地域内で所有している事業用地または事業施設を国立市指定企業に賃貸する法人または個人 <p>※国立市指定企業とは、上記1の要件を満たす事業者</p>	<p>2 事業用地または建物所有者向け</p> <p>①企業立地協力金</p> <p>賃貸した事業用地または事業施設の固定資産税・都市計画税相当額の最長5年間・最大80%(上限5,000万円)を指定ランク(※)に応じて交付</p> <p>※指定ランク:指定企業を、上記1の「指定ランク」に掲げる各項目により審査し、指定企業の指定ランクに応じて特AからEの6段階に分類し、そのランクによって協力金の交付額、交付期間を決定する(Eは指定不可)</p>

13223

東京都

武蔵村山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
武蔵村山市企業誘致条例	H24. 12	企業 ○工業地域内に事業所を新設 ・常用雇用者 10 人以上 ・事業用地面積 500 m ² 以上、または投下固定資産額 1,000 万円以上	企業誘致奨励金 ○固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2～全額 (3年間、最大 6,000 万円)
		○工業地域内に事業所を増設 ・新規常用雇用者5人以上 ・増設部分の延床面積 200 m ² 以上、または投下固定資産額 500 万円以上	雇用促進奨励金 ○市民を新たに常用雇用者として1年以上雇用した場合、1人につき5万円(最大 100 万円)
		企業誘致協力者 ○工業地域内に新たに建設された事業用建物を所有し、指定企業に賃貸すること	市内事業者活用奨励金 ○市内に所在する工事請負業者(下請けを含む)を活用して事業所を新設又は増設した場合、市内工事請負業者の請負金額の 1/100(最大 200 万円)
			企業誘致協力奨励金 ○賃貸した建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額の 1/6 (3年間、最大 1,000 万円)

詳しくはこちら

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/yuuchi/1002362.html>

13224

東京都

多摩市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多摩市企業誘致条例	H14.4	○多摩ニュータウン内にある新住宅市街地開発法に基づき整備された土地について、用地を取得または事業用借地権により賃借し、事業所を新設すること ○事業所の土地面積が2,000㎡以上または投下固定資産額が3億円以上 ○常用雇用者が20人以上 ○その他要件あり	奨励金 ○固定資産税・都市計画税の8割相当額 ○市内に住所を有する常用雇用の増加人数×10万円 (最大5年間、上限1億円)

13225

東京都

稲城市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
稲城市企業誘致条例	H25.3	市内に事業用地を新たに取得または賃借 (事業用定期借地権を設定するものに限 る)すること ・常用労働者数 20 人以上 ・事業用地面積 1,000 m ² 以上	企業誘致奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額の 90%(5年間、上限年1億円)
			市民雇用促進加算金 ○市民を新たに常用労働者として1年以 上雇用した場合、1人につき 10 万円(1 回限り)
			市内建設業者活用加算金 ○市内に本店を有する建設請負業者を 活用(下請含む)して事業所を新設した 場合、工事請負契約金額の1%(1 回限 り)

詳しくはこちら

https://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/syuro_sangyo/sanngyou/kigyo_yuti/kigyoyuuti.html

13227

東京都

羽村市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽村市企業誘致促進に関する条例	H16.10 H27.4 改 H30.12 改 R3.3 改	〈奨励企業〉 ○新規創業、転入、第二工場新設等により新たに市内の指定地域で操業を始めた製造業などの事業者 など	企業誘致奨励金 ○固定資産税・都市計画税相当額 (3年間、上限1億円) ※市内に新たに設置した事業所が本社機能を有する場合は奨励金額に100分の10を乗じた額を加算。
		〈奨励企業誘致協力者〉 ○奨励企業に、指定地域内の事業用地や事業用建物を譲渡または賃貸すること ○奨励企業と経営上密接な関係にないこと など	雇用促進奨励金 ○事業所開設時に市民を新たに常用雇用者として雇用した場合、もしくは事業所開設時に常用雇用者が新たに市民となった場合、1人につき5万円 (1年間、上限100万円) ※障害者の場合は1人につき5万円加算、上限額には参入しない
羽村市ものづくり企業立地継続助成金交付要綱	H27.4	○市内のものづくり中小企業が、周辺環境及び周辺住民等へ配慮するために、操業環境改善(防音、防臭、防振等)につながる工場の改修や移転等を行う場合	ものづくり企業立地継続助成金 ○対象経費の3/4以内 (上限375万円)

詳しくはこちら(<https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002109.html>)

13303

東京都

瑞穂町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
瑞穂町企業誘致促進条例	H23.3	<p>〈指定業種〉 製造業、情報通信業、学術・開発研究を行う業種</p> <p>〈指定要件〉</p> <p>①事業所の敷地面積が 500 m²以上であること</p> <p>②業績の安定性、信頼性等が優良又は優良であることが見込まれること</p> <p>③地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること</p> <p>④事業施設及び事業内容が法令等に適合していること</p> <p>⑤税の滞納がないこと</p>	<p>事業所設置奨励金</p> <p>○納付した固定資産税・都市計画税額相当額を3年間交付(ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付)</p>

<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/jigyousya/002/p000895.html>

13307

東京都
檜原村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
檜原村企(起)業誘致促進条例	H21.4	<p>〈対象事業者〉</p> <p>村内に事業施設を新設(村内に既存施設を有する事業者が新たに事業施設を新設する場合を含む)または賃貸用施設を新設する事業者で、一定の要件を満たし、村の指定を受けた事業者</p>	<p>奨励金</p> <p>(1) 操業助成金 指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して固定資産税が初めて賦課されてから3年の間で、固定資産税のそれぞれの納付額に相当する額</p> <p>(2) 雇用促進助成金 指定事業者が事業所において事業開始の日から2年の間で、新規雇用した者のうち規則で定めるものの人数に20万円を乗じて得た額(200万円を限度とする。)</p> <p>(3) 上下水道料金及び電気料金助成金 指定事業者が事業所又は賃貸用施設において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうちから、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額に100分の30を乗じて得た額(1年分につき50万円を限度とする。)</p> <p>(4) 用地取得助成金 指定事業者が購入した事業の用に供する土地に係る固定資産評価額又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料(以下「土地等賃貸料」という。)に、100分の50を乗じて得た額(1,500万円(個人事業者の場合500万円)を限度とする。ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から3年の間で300万円(個人事業者の場合100万円)を限度とする。)</p> <p>(5) 用地造成助成金 指定事業者が事業の用に供するために購入又は、借り入</p>

			<p>れた土地で、施設の建設のために造成費を支出した場合は、その工事費に100分の50を乗じて得た額(1,000万円(個人事業者の場合は300万円)を限度とする。)</p> <p>(6) 施設設置助成金 指定事業者が設置した事業所の建設価格に100分の50を乗じて得た額(1,500万円(個人事業者の場合500万円)を限度とする。)</p> <p>(7) 機械設備設置助成金 指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置し、償却資産に係る固定資産税の課税対象となった機械設備の取得価格に100分の50を乗じて得た額(1,000万円(個人事業者の場合は300万円)を限度とする。)</p> <p>(8) 利子補給助成金 檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱(平成11年要綱第2号)における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年1.5パーセントに相当する額。ただし、当該貸付利率が年1.5パーセント以下のときは、当該貸付利率から0.1パーセントを差し引いた率に相当する額(150万円を限度とする。) 前項第4号から第7号までに規定する助成金については、それぞれの助成金の限度額に関わらず、この4つの助成金を合計し、3,000万円(個人事業者の場合は1,000万円)を限度とする。</p>
--	--	--	---